

バーリ & ミーンズ『近代株式会社と私有財産』

批判の方法的視点

——「所有と支配」論争との関わりで——

川 端 望

はじめに

巨大株式会社あるいは現代の資本主義における「所有と支配」をめぐる論争史は、マルクス経済学にとっては「経営者支配」論との論争の歴史であったと言っても過言ではない。有井行夫氏の適切な要約によれば、「経営者支配」論とは以下の二つの主張を理論内容の骨格とするものである。

「第一に、非所有経営者の行動が所有者すなわち株主一般の制約から自立化しつつあること、第二に、このことは資本制企業の本質的性格について階級中立的なものへの変質を意味すること」¹⁾。

本稿では、とりあえず第一の主張を「経営者支配」現象論、第二の主張を「階級中立化」論と呼ぶことにするが、こうした内容を持つ「経営者支配」論に対して、マルクス経済学者は繰り返し厳しい批判を行ってきた。批判点は、主に個別企業における大株主や金融機関の支配、独占段階の資本主義社会における金融資本の支配を対置するものであった。そこでは、「経営者支配」現象は仮象に過ぎず、「階級中立化」は現

実に合致しないとされてきた。この批判は、現代における金融寡頭制の構造を明らかにする上で大きな成果を挙げてきたが、「経営者支配」論は衰えを見せず、むしろ株式保有構造や企業金融の変化と結び付いて様々なタイプのものが派生してきている。これに対してマルクス経済学の金融資本論も新たな展開を模索しているが、そこでは貴重な成果とともに、論争の性格に関わるような、看過し難い問題点も生じているように思われる。しかも、私見によれば、その問題点は、一般に「経営者支配」論の元祖とされている A=A=バーリ Jr. & G=C=ミーンズ『近代株式会社と私有財産』²⁾ に対する不正確な理解に起因するところ大なのである。

本稿は、論争の到達点及び問題点と対比して、バーリ & ミーンズの問題意識と主張を改めて浮き彫りにするとともに、これに対してかみ合った批判の方向を提示し、マルクス経済学の立場から論争の発展に寄与することを目指すものである。

1) 有井行夫『『所有にもとづく支配』と『資本の人格化』—『現代巨大企業における所有と決定』問題によせて—（『駒沢大学経済学論集』第17巻第2号、1985年）58頁。

2) Adolf A. Berle, Jr. and Gardiner C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, Macmillan, New York, 1932., 北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』（文雅堂銀行研究社、1958年）。引用の際は、訳文を一部変更した。

I 「所有と支配」論争の現状と問題の所在

まず、マルクス経済学者が論争にどう参加してきたかを概観し、その到達点と問題点を指摘したい。

論争の出発点となった『近代株式会社と私有財産』は1932年に出版されたが、その核心的内容は、通常、以下のように理解されてきた。

株式会社の発達にともない、会社毎の株主数の増大と最大株主の所有割合の低下、即ち株式所有権の分散が起こる。すると株式所有に基づく支配が困難になり、法律的手段による支配や少数持株による支配、そして支配株主のいない「経営者支配」が出現する。すなわち「所有と支配の分離」である。「経営者支配」の株式会社は、経営者が株主のための利潤追求という責任から解放されるので株主、従業員、消費者など諸集団の利害を調整する「中立的テクノクラシー」となる。

要約すれば、巨大株式会社における株式所有の分散、支配的株主の消滅を根拠とした「経営者支配」現象論であり、「階級中立化」論である。このような通説的理解にたつて、「経営者支配」論者はこれを基本的に肯定し、マルクス経済学者は否定してきたのである³⁾。マルクス経済学者による批判の要点は、少数の大株主と多数の零細株主との二極分化が発展しており、経営者を代理人とした少数大株主の支配権の拡張が生じているというものであった。いわゆる「所有に基づく支配」を基本とする金融資本の支配という考えであり、マルクス経済学の「経営者支配」論批判の中でも長らく主流をなしてきた。実際、P=M=スウィージー⁴⁾やV=パー

3) 株式分散からの論証は、「経営者支配」論の基本シェーマである。もう一つのシェーマとして、経営・管理技能の複雑化・専門化から論証するものが有力であるが、本稿では触れることができない。

4) Paul M. Sweezy, *The Present as History* :

ロ⁵⁾は、TNEC(臨時全国経済委員会)の調査などに依りつつ、アメリカにおける少数持株支配、企業・金融機関間の人的結合、融資関係などを詳しく解明して八大企業集団を析出し、バリー&ミーンズやJ=バーナム⁶⁾に対する説得力ある批判を行ったのである。時あたかも1950年代、「冷戦」下でアメリカ資本主義美化のキャンペーンが繰り広げられ、「経営者支配」論がその一部として影響力を広げていたところであり⁷⁾、マルクス経済学者の反撃は大きな意義があったと言えよう。

しかし、第二次大戦後のアメリカや日本では、自然人株主の二極分解とは異なる現象が顕著になってきた。銀行信託部、生命保険会社、企業年金基金など機関株主の台頭である。日本の場合は、財閥の解体、再編成の過程で、また特に「資本自由化」措置との関連で1970年代以降、大企業、大銀行間のいわゆる「株式持合い」の比重が高まってきた。これらをめぐって、新たな議論が展開される。

アメリカでは、下院の銀行・通貨委員会内に設けられたいわゆる「パットマン委員会」が、銀行信託部の株式保有などを明らかにして以

Essays and Reviews on Capitalism and Socialism, New York, 1953., 都留重人監訳『歴史としての現代』(岩波書店, 1954年)。

5) Victor Perlo, *The Empire of High Finance*, New York, 1957., 浅尾 孝訳『最高の金融帝国』(合同出版, 1958年)。

6) James Burnham, *The Managerial Revolution: What is Happening in the World*, New York, 1941., 武山泰雄訳『経営者革命』(東洋経済新報社, 1965年)。

7) このキャンペーンについては、都留重人編『現代資本主義の再検討』(岩波書店, 1959年)第二編に詳しい。また、当時の「人民資本主義」論の諸潮流への批判として、金田重喜「いわゆる人民資本主義論と現代資本主義の真実」(研究年報『経済学』第23巻第4号, 1962年)を参照。

来⁸⁾、機関支配、銀行支配など様々な議論が行われてきた。日本では、北原 勇氏の『「会社それ自体」の所有に基づく支配』論⁹⁾や奥村 宏氏の法人資本主義論¹⁰⁾が特に話題を呼んでいる。ことに北原氏の議論は、マルクス経済学の内部から提唱されたものであり、しかも「階級中立化」論は拒否した上で、「会社それ自体」による所有を介在させることによって、「所有に基づく支配」と「経営者支配」現象と金融資本論を同時に成り立たせるという巧みな構成をとっている。

もちろん、企業・機関投資家の所有が増大したとはいえ、アメリカの場合、財閥家族などの個人所有は未だ大きな意義を持っている。しかし、最近の企業合併運動、いわゆる M & A & D においては、機関投資家の議決権や株式売却がキャスティングボートを握るケースも続出しており、自然人株主を一方的に強調するのは適切ではなからう¹¹⁾。

また、日本の「株式持合い」は、従来の大株主による支配という考えに対して重大な問題を突きつけた。いわゆる六大企業集団においては、グループ内企業・金融機関が相互に法人大株主となっているため、持株を最も重要な要因として自然人の支配者を発見することは、大変困難なのである。

この状況に対して、マルクス経済学で近年主張されているのは、持株に過大な比重を置かず、企業間の経済的な関係を基礎としながら、持株、人的結合などをその表現であり補強であるとして、総体的に金融資本を捉えようとする方法である。この方法は、「誰が会社を支配するか」という、従来の論争における問題設定の狭き自体を批判し、国内的・国際的な金融資本のネットワークを捉えようとするものであり、また、会社の支配者を見つけることよりも経済的な関係、すなわち多国籍企業や多国籍銀行としての金融資本の蓄積の論理を追求するものである。日本では、松井和夫氏¹²⁾や上田 慧氏¹³⁾、関下 稔氏ら¹⁴⁾がここに含まれると言えよう。また、欧米の議論では、J=スコット¹⁵⁾が機関支配と経済的關係重視の中間と見ることができ、B=ミンツ&M=シュワーツの議論¹⁶⁾がこの系

8) *Commercial Banks and Their Trust Activities: Emerging Influence on the American Economy, Staff Report for the Subcommittee on Domestic Finance of the Committee on Banking and Currency, House of Representatives, Washington, 1968.*, 志村嘉一抄訳『銀行集中と産業支配—パットマン委員会報告—』(東洋経済新報社, 1970年)。

9) 北原 勇『現代資本主義における所有と決定』(岩波書店, 1984年)。

10) 奥村 宏『法人資本主義』(御茶の水書房, 1984年)。

11) アメリカの企業合併運動については、さしあたり Allen Michel and Israel Shaked, *Takeover Madness: Corporate America Fights Back*, New York, 1986., Jeffrey Madrick, *Taking America*, New York, 1987., 竹中征夫・久世洋一訳『企業乗取りの時代』(ダイヤモンド社, 1987年), Moira Johnston, *Takeover*, New York, 1986., 東 力訳『テイクオーバー』(竹井出版, 1989年), 松井和夫・奥村皓一『アメリカの企業買収・合併 M & A & D』(東洋経済新報社, 1987年)などを参照。

12) 松井和夫『現代アメリカ金融資本研究序説』(文眞堂, 1986年), 同「現代アメリカ金融資本にかんする一考察」(『季刊経済研究』第11巻第2号, 1988年)など。

13) 上田 慧『転換期のアメリカ企業』(同文館, 1985年)。

14) 関下 稔編著『現代金融資本の諸理論』(同文館, 1989年)。

15) John Scott, *Corporations, Classes and Capitalism*, London, 1979., 中村瑞穂・植竹晃久監訳『株式会社と現代社会』(文眞堂, 1983年)。

16) Beth Mintz and Michael Schwartz, *The Power Structure of American Business*, Chicago, 1985., 松井和夫『現代アメリカ金融資本研究序説』第1,6章, 関下編著前掲書第7章の紹介による。

統に属するものとして紹介されている。

このように、マルクス経済学において北原説と経済的関係重視の潮流の分化は、理論的差異としては顕著である。私見では、これは単に一方が誤謬であると断定し難い分化であり、むしろ論争そのものに内在していた問題が、二つの議論となって顕在化したものと考えられるのである。

第一に、「階級中立化」やこれに類する資本関係の変質、あるいは存続の根拠をどこに求めるかということである。株式分散型「経営者支配」論は、株主と経営者との関係のみを本質的契機として取り扱う。しかし、資本関係はまず生産過程において存在が確認されるのであり、生産過程における資本・賃労働関係の考察抜きに、資本関係の変質あるいは存続を語り得るのであるか。また、マルクス経済学の立場から「経営者支配」論を批判する際には、このことが問題になるはずである。ところが、従来の「所有に基づく支配」論はもとより、北原説にあっても、まったく看過されているのである。「経営者支配」論にせよ、大株主や金融機関の支配にせよ、「会社それ自体」の所有に基づく株主の制約つきのマネジメント・コントロールにせよ、生産過程における資本・賃労働関係は理論的射程の外にある。にもかかわらず、資本関係の存否が語られてきたことに、私は問題を感じざるを得ないのである。また、このことは経済的関係重視の潮流が生まれる背景をなしているとも思えるのである。

第二に、この経済的関係重視の金融資本論について言えば、私も、現代の資本主義における金融資本の運動を解明することが肝要であるということに賛成である。しかし、他方で、所有の位置づけについては疑問を禁じ得ないのである。持株を過大視することなく金融資本の運動を解明するということは、逆に言うと、持株関係がどうであろうと金融資本の支配には変わらないということになる。しかし、それなら従来

「経営者支配」論に対して大株主の支配を対置して、金融資本の支配の証左としてきたことはどう総括すべきであろうか。もともと持株という所有権の存在がどこにありと金融資本の支配に変わりはないとするならば、所有に固有の問題はないのであろうか。要するに、「所有と支配」という問題設定自体が、いわば法律的観念に捕われた誤りであって、資本「蓄積」の論理を基礎に置く「支配」の問題として論じるのが、マルクス経済学のあるべき態度なのかという疑問が生じるのである。

私はこの問題に対して、あえてパーリ&ミーンズ『近代株式会社と私有財産』を再検討することによって、解決の方向を探りたい。と言うのは、「経営者支配」論の元祖とされてきたこの著作を批判するところから、マルクス経済学に一定のつまずきが始まっていると考えるからである。あらかじめ提示しておく、それは、資本家的社会意識において「所有と支配の分離」と呼ばれた現象の客観的意義を、資本家的社会意識の古典的な構造との関わりで把握する努力の欠落である。そして、この欠落は『近代株式会社と私有財産』を理解する上での三点にわたる弱点と結合している。第一に、「所有と支配の分離」論の理解についての不正確さ、第二に、『近代株式会社と私有財産』が「階級中立化」論であるという単純化、そして第三に、世界大恐慌のさなかでパーリ&ミーンズがニューディーラーとして背負っていた歴史的課題の看過である。以下、論証とともに私見を提示するが、まず『近代株式会社と私有財産』の歴史的背景と論旨の理解が次章の課題となる。

II 『近代株式会社と私有財産』の論旨について

1. 『近代株式会社と私有財産』の歴史的背景

『近代株式会社と私有財産』の理論構造を問題とする本稿にとって、その歴史的背景はそれ自体としては主たる考察対象ではない。ここでは、

理論構造を把握し損なわないために、最低限必要なことだけを提示する。

アメリカ資本主義が1921年以來の好況の峠を迎えていた1927年、弁護士にして株式会社財務論研究者のバーリは、ロックフェラー財団が後援する社会科学委員会から資金援助を受け、株式会社研究のプロジェクトに取り組んだ。彼は共同研究者として、ハーバード大学で経済学を研究していたミーンズを得た。彼らの研究成果は1930年から1931年にかけて発表され、これが『近代株式会社と私有財産』の主要部分を構成することになったのである。

アメリカ資本主義の永遠の繁栄という幻想は、1929年10月24日のニューヨーク株式市場における大暴落によって暗雲に覆われ、続く世界大恐慌によって打ち砕かれた。1932年の大統領選挙において、F=D=ルーズヴェルト候補の政策立案責任者R=モーレイは、ニューディール政策を作り上げるための非公式の集団であるブレン・トラストにバーリを加えた。翌年、銀行恐慌のまっただ中でルーズヴェルト政権が誕生すると、バーリは復興金融公社の特別顧問に就任した。ミーンズも、初めは農務省の、続いて国家資源委員会のスタッフとして活躍した¹⁷⁾。

ニューディールラーの内部にも様々な潮流が存在したが、巨大企業に対する態度を尺度とするとき、大まかに二つに分けることができた。一方は、20世紀初頭から第一次世界大戦頃まで盛んであった革新主義の流れを汲むものである。

彼らは巨大企業を、自由競争による社会的利益の達成を阻害して個人の自由と機会を奪うものとみなし、その解体と自由市場への復帰を主張した。かつてT=ルーズヴェルト大統領の異名とされた、トラスト・バスターの主張である。他方は、巨大企業の出現と成長を不可逆的で必然的なものと認め、その存在を肯定するものであった。彼らはトラスト・バスターを時代錯誤であるとして否定し、むしろ巨大企業を公共の利益に従うように経済計画を持って制御すべきであると主張した。バーリ&ミーンズは、この後者に属していた¹⁸⁾。

このような彼らの政治的立場を、国家の経済過程への介入を社会主義であるとして非難する保守主義や、微力とはいえ大恐慌下の労働運動の中で台頭しつつあったマルクス主義と対比するならば、その客観的役割が浮かび上がって来る。即ちそれは、社会改良と国家の経済介入による資本蓄積の回復と、強権の弾圧よりも人民の政治的・思想的獲得という方法に重点を置いた資本主義体制の防衛に通じていたのである。

以上のことを踏まえるならば、『近代株式会社と私有財産』についても、バーリ&ミーンズの

17) バーリ&ミーンズの経歴については、Berle & Means, *op. cit.*, preface., 北島訳, 序文, Arthur M. Shulesinger, Jr., *The Age of Roosevelt. I-III*, Heinemann, London, Melbourne, and Toronto, 1957-1961., 中屋健一監修, 救仁郷繁・佐々木専三郎訳『ルーズヴェルトの時代 I, II』(論争社, 1962-1963年), 正木久司・角野信夫『バーリ』(同文館, 1989年)を参照。

18) 革新主義とニューディールとの理念の相違については、Richard Hofstadter, *The Age of Reform. From Bryan to F.D.R.*, New York, 1955., 清水知久他訳『改革の時代』(みすず書房, 1967年)を参照。バーリ&ミーンズらと革新主義者との対立については、Schlesinger, *op. cit.*, I. *The Crisis of the Old Order*, 救仁郷訳『ルーズヴェルトの時代 I. 旧体制の危機』, 147-149頁, 329-331頁, *ibid.*, III. *The Politics of Upheaval*, pp. 218-219., pp. 233-235., pp. 385-408.を参照。また、バーリは『近代株式会社と私有財産』序文で、株式会社革命による新しい社会経済組織は今後いっそう発達するものであるとして、革新主義者のL=ブランダイスを時計を逆戻りさせようとしたと批判している。Berle & Means, *op. cit.*, Preface., p. 8., 北島訳, 序文 4-5頁。

政治的立場に符合した改良主義の理論であり、社会主義を否定するのみならず、「自由放任」を主張する古典的な資本主義弁護論をも否定するものではないかという仮説が導き出される。このことは、従来の「経営者支配」論批判では十分に考慮されてこなかったことである¹⁹⁾。

この仮説の是非は、『近代株式会社と私有財産』に対する通説的理解の是非とともに、論旨の検討の中で確認されねばならない。

2. 「所有と支配の分離」について

バーリ&ミーンズは「第一篇 財産の変革」で、まず「所有と支配の分離」について述べている。

アメリカにおける株式会社制度は、事業部門の公益的性格と必要固定資本量に規定されながら発達し、経済力の集中を引き起こした。

「生産が盲目的な経済諸力によって統御される社会が、ひとにぎりの個人の終局的支配下で生産が行われるような社会にとってかえられつつある。巨大会社を支配する少数の人々の手中にある経済力は巨大な力である。その力は、大部分の人々を害することも、益することもでき、……（中略）……ある社会には没落を、また他の社会には繁栄をもたらすこともできる。このような人々が支配する諸組織は、私的企業の領域をはるかに超えるものとなった。——即ち、これらの諸組織は、ほとんど社会的機関となったのである」²⁰⁾。

19) 大恐慌とニューディールという歴史的背景に照らして、『近代株式会社と私有財産』の執筆意図や、その主張の含意を解明しようとしている論文として、宮崎 昭「ニュー・ディールと『経営者支配論』—バーリ&ミーンズ『近代株式会社と私有財産』を中心に—」（川崎文治他編『講座経営経済学第2巻 現代資本主義と経営学説』、ミネルヴァ書房、1978年）を参照。

20) Berle & Means, *op. cit.*, p. 46., 北島訳, 56頁。

しばしば見落とされているが、これが彼らの立論の土台である。

彼らは個別企業毎の株式分散について語る。「株式会社制度では、産業的富の所有者は、所有権の単なる象徴を手にするに過ぎず、一方、その力、つまり、過去には所有権の不可欠な部分であった責任や実体は、その手に支配力を握った人々からなる別の集団に移されつつある」²¹⁾と言うのである。こうして「所有と支配の分離」が導き出されるのであるが、注意すべきことは、彼らが「支配」と「経営」を区別していることである。

「見るべき支配力を持たない富の所有権、また、見るべき所有権のない富の支配なるものが、株式会社発展の論理的所産であるように思われる。

この機能の分離は、支配を、一方、所有権から分離し、他方、経営から分離した何物かとしてわれわれに知らしめる」²²⁾。

支配とは、バーリ&ミーンズにあっては取締役会を選出する実際の権限のことである。これには五つの形態がある。第一に、ほとんど完全な所有権による支配。第二に過半数持株支配。第三に法律的手段（ピラミッド型、特殊な議決権株式、議決権信託）による支配。第四に少数持株支配。第五に経営者支配。これは、「その所有権が余りにも広く分散されているので、いかなる個人、あるいは小集団も、会社の諸活動を支配するに十分な少数権益すら持っていないもの」²³⁾である。経営者支配では経営者は自己永続体化する。

こうした分類方法によって、彼らは1930年のアメリカ非金融200大会社に「所有と支配の分離」がどの程度見られるかの実証分析を行う。その結果は、会社数の44%、会社の富の58%が経

21) *ibid.*, p. 68., 北島訳, 85-86頁。

22) *ibid.*, p. 69., 北島訳, 88頁。

23) *ibid.*, p. 84., 北島訳, 105頁。

営者支配になっているというものである。

所有と支配が分離すると、その間に利害の相違が生じると主張される。

「もし、われわれが、私的利潤への欲求こそが、支配者を動かす第一の動機であると仮定するとすれば、われわれは、支配者の諸権益は所有者のそれと異なるものであり、そして、しばしば根本的に対立することがあると結論せざるを得ない。したがってまた、所有者は、利潤追求を目的とする支配集団によって全面的に奉仕されることはないであろうと結論せざるを得ない。株式会社の運営において、支配集団は、たとえ自分たちが大量の株式を所有していても、会社のために利潤を作り出すよりも、会社を犠牲にして利潤を得た方が、より自らの懐を肥すことができる」²⁴⁾。

支配集団は自分自身の利益のために努めると言うのである。

続いて「第二篇 諸権利の再編成」では、バリー&ミーンズは、「所有と支配の分離」のもとで株主や取締役会の権利がどのように再編成されてきたか、またされるべきかを論じている。その基本認識は、株式会社の発展が、所有者すなわち株主の権限を弱体化させ、抛出された資本を「支配者」の手中に引き渡すものになったということである。

バリー&ミーンズが挙げている例をすべて紹介するわけにはいかないが、以下のような方法で株主の権限は弱められる。株主が自由に取締役を更迭する権利の消滅や満場一致の決議の必要の排除による「企業の指揮に関する株主支配の弱体化」。株式を現金以外の財産で払い込む際に、財産の評価を決める経営者に自由裁量の余地を与えることなどによる、「出資に対する州監督の排除」。優先買受権を制限して、株主の支配力や議決権の比例的持分を崩すという「企業に追加資金を投資する権利の希薄化」。払込剰余金

を配当支払いに充当し、配当をある株主から別の株主に富を移転させるだけのものにするなど「配当制限についての修正」。会社契約を改正する権限を定款に挿入することで起こる「固定された資本構成及びそこにおける固定的地位に対する権利の排除」。株式購入権利証を購入した投資家が、時価より安い価格での発行請求権を行使することによる持分比例の破壊など「企業の将来に対する諸権利の制限」、などである。

続いて、こうした事態が株式会社に関わる参加や収益配分といった法律的諸権限に即して考察される。その上で、「結果としての株主の地位」は、今や「たとえ企業の資本はおそらく何千人もの個人から集積された抛出でできているとしても、株式所有者の個人的利益は、明らかに経営者からなる支配集団の意志に服従せしめられるという状態に、われわれは到達した」²⁵⁾とされる。

この結果、株主は証券市場で株式を売却することによって、元本払い戻しの期待を保持するしなくなる。株主の関心が、法律が想定してきたような企業の資産や収益への参加ではなく、証券市場で評価された株式の価値になってしまったと彼らは言い、法律と現実のギャップを指摘するのである。

そこで、証券市場の考察が必要となり、「第三篇 証券市場における財産」でこれが行われるが、紙数の関係上ここでは割愛する。

ここで注意すべきは、バリー&ミーンズが「支配」及び「支配者」を独自のカテゴリーとして考察し、これをもって所有権及び所有者に対立するものとしていることである。つまり、対抗関係は所有者すなわち株主と、経営者を従えた、しばしば経営者と同一人物である「支配者」との間に見いだされているのであり、通説的理解のように所有者と経営者との間に見いだされているのではないのである。支配形態における質

24) *ibid.*, p. 122., 北島訳, 150-151頁。

25) *ibid.*, p. 277., 北島訳, 354-355頁。

的な相違も、通説的理解のように「少数持株支配」までの「所有に基づく支配」と、「経営者支配」との間にあるのではなく、「所有と支配の一致」と、「少数持株支配」や「経営者支配」など様々な程度の「所有と支配の分離」との間に存在するのである。

3. 「中立的テクノクラシー」について

「第四篇 企業の新しい方向づけ」では、基本的経済概念に対する株式会社制度の影響が取り扱われる。

バーリ&ミーンズの問題意識は、社会的、法律的圧力は、株式会社が誰のために運営されるべきものとして加えられるべきかということにある。

彼らの言う「財産の伝統的論理」によれば、株式会社はその所有者達、即ち株主達の利益のために運営されねばならず、また、配分される利益はすべて株主達の手に渡るべきだということになる。ところが現実には、第三篇まで彼らが実例を挙げてきた通り、「支配者」が自分達の懐へ利益を流し込んでいる。

しかし、「支配者」の諸権限は株主から信託されたものに過ぎないので、やはり企業の利潤は全体としての証券所有者に属するのである。

ただし、バーリ&ミーンズはこの論理を適用することに疑問を持っている。それは、かつて所有者が持っていた二つの特性、すなわち利潤追求企業体に集積された富の危険を冒すことと、その企業の究極的経営と責任とを担うことのうち、前者は株主に残ったものの、後者は「支配者」に属するようになったからである。株主の財産がかつてと同じ財産であるかどうかについて、彼らは疑っているのである。

続いて彼らは、「利潤の伝統的論理」の適用について考える。この論理によれば、利潤追求の努力と企業間の競争が企業の効率的運営、生産諸要素の経済的利用、社会の利益につながるのである。そして、彼らは利潤が二つの別個の機

能の遂行に対する報酬として働くと言う。第一に、個人がその富を企業内で危険にさらすための誘因として、第二に、個人の熟練を最高度に働かせる誘因として。

この論理を適用するならば、資本供給に対する公正な報酬だけが「所有者」に対して分配され、その残余は、最も効果的な究極的経営に対する誘因として「支配者」に配分されるべきだということになる。ところが、これは「財産の伝統的論理」の帰結と矛盾するのである。

ここでバーリ&ミーンズはジレンマに陥る。「財産・利潤の伝統的論理」は適用できない。彼らは、株式会社が所有者の私的利益を追求すべきとも、「支配者」の私的利益を追求すべきとも言えないのである。過去においては、所有者であることにより私的利益追求が正当化されてきたのだが、それが不可能となったのである。

更に彼らは、株式会社制度の発達が、アダム＝スミス『諸国民の富』以来の基本的経済概念の全体を適用不可能にしたと言う。私有財産は消極的財産——特に株式及び社債——と積極的財産——設備機械、暖簾、組織など——に分かれ、富も市場価値を有する期待と大企業とに分かれ、私企業概念は株式会社企業概念と置き換えられるべきであり、個人の創意は消滅し、利潤動機については「財産・利潤の伝統的論理」が適用不可能になり、競争も大企業の市場支配のために様相を変えてしまったのである。

しかも、バーリ&ミーンズはこの状態を放置できない情勢下にある。「経済組織内での権力は、別の分野に存在した権力に適用されたと同じような、公共の利益の吟味に従うべきであるとする強力な主張を、全世界にわたって、激しきは様々であるが見ることができ」²⁶⁾。「この最も極端な様相は共産主義運動に現れている」が、「厳格な資本主義国家」でも見られるのであ

26) *ibid.*, p. 353., 北島訳, 446頁。

る。

そこでジレンマを逃れるために、彼らは以下のような結論を下した。

「以下のことが考えられる。いや、もし株式会社が存続すべきものとすれば、それはほとんど不可欠のものと思われる。すなわち、大会社の『支配』は、会社の様々な集団の多様な請求権を平準化しながら、その各々に、私的貪欲よりもむしろ公的政策の立場から所得の一部分を割り当てる、純粋に中立的なテクノクラシーに発達すべきだということである」²⁷⁾。

以上、「中立的テクノクラシー」論を論旨全体の中で捉えれば、通説的理解の不正確さ、及び本章第1節で提示した仮説の妥当性が明らかになる。

まず、「所有と支配」論争では、長い間「誰が、何に基づいて会社を支配するか」と問題が設定されてきた。だが、バーリ&ミーンズの問題設定もこうだったと見るのは正確ではない。『近代株式会社と私有財産』には、少数持株支配や経営者支配を「戦略的地位に基づく」としている箇所もあるが²⁸⁾、それが主題とされてはいない。彼らは、「支配」が存在することを前提に、それが「所有」から分離していることの重大性を問題にしたのである。なぜなら、「所有」から分離した「支配」は、彼らによれば社会的に認められない、正当性のないものだからである。

従って、バーリ&ミーンズは、「所有と支配の分離」に対して、強い危機意識を持って臨んでいると理解しなければならない。彼らの言う「伝統的論理」、社会規範、法規範、法意識、が統一性を失っているからである。しかも、正当化されない「支配」を、世界大恐慌下の階級闘争の高まりの中で放置しておくことは、アメリカ資本主義そのものを危機に陥れかねないからである。

27) *ibid.*, p. 356., 北島訳, 450 頁。

28) *ibid.*, p. 79., 北島訳, 100 頁。

彼らは「支配」の正当性を回復するために、「伝統的論理」を放棄せざるを得なくなった。そして、これに代わるものとして、公共の利益のために株式会社が奉仕すべきという論理を打ち出したのである。その積極的根拠は、株式会社は社会的存在であるという認識にある。こうして『近代株式会社と私有財産』は、明示してはいないものの、巨大株式会社の活動に対して、国家が公共の利益を守るという名目で介入することに正当性を付与し、ニューディール政策をイデオロギー的に支え、それによってアメリカ資本主義を支えたのである。

通説的理解においては、「バーリ&ミーンズは株式会社が中立化したと考えた」あるいは、「期待した」とされてきた²⁹⁾。また、このために、金融資本の存在を否定し、資本主義を露骨に美化する議論という「経営者支配」論の性質は、『近代株式会社と私有財産』に源流があるものとされてきた。これが不正確な理解であったことについては、もはや多言を要しないであろう。

ところで、バーリ&ミーンズの言う「基本的経済諸概念」や「伝統的論理」は、利潤を危険負担と経営活動の報酬と見なし、私的所有者の自由な利益追求が社会的利益に直結すると主張する正統的な近代経済学のものである。これはマルクスが『資本論』において「三位一体的定式」と呼んだ、資本主義社会の「常識的」な社会意識、及びそれを叙述するにとどまる俗流経済学に相当するものである。「所有と支配の分

29) 例えば、宮崎義一『現代資本主義と多国籍企業』(岩波書店, 1982年)第4章第2,3節, Paul Baran and Paul M. Sweezy, *Monopoly Capital*, New York, 1966., 小原敏士訳『独占資本』(岩波書店, 1967年)第2章, 及び『近代株式会社と私有財産』からの引用文の翻訳における訳者の理解, 北原前掲書序章。こうした不正確さがバーリの問題意識を把握する障害になることを示したものとして、岩城博司『現代世界体制と資本蓄積』(東洋経済新報社, 1989年)第10章を参照。

離」によって、ここに重大な変化が生まれたわけであるが、この現象及び社会意識の変化を引き起こしたものは、経済的諸関係における変化と考えねばならない。これを考察することが本章の課題である。

III マルクス経済学と「経営者支配」論

1. 現実資本の人格化としての株式会社

マルクス経済学の立場から、パーリ&ミーンズ理論の背後にある本質的な関係を把握しようとする際には、以下の点に注意して問題領域を絞り込まねばならない。

第一に、パーリ&ミーンズが問題とし、また「所有と支配」論争において「所有に基づく支配か否か」という形で問題とされてきたのは、商品の所有、それも経済的関係と切り離された抽象的な関係としてのそれだということである。すなわち、商品の保護者達が互いに私的所有者として認めあわねばならないという法的関係または意志関係それ自体である。この所有関係が作り出す社会意識、これと一致する商品交換法、そしてパーリ&ミーンズにおいては、「商品は物であり、それ故人間に対して無抵抗である」³⁰⁾。しかし、商品は物神的性格を備えており、商品経済では人と人との社会関係が物と物との関係として現れざるを得ない。このことを踏まえるマルクス経済学は、「諸人格の経済的扮装はただ経済的諸関係の人格化にはかならず、諸人格はこの経済的諸関係の担い手として互いに相対するというところを見いだす」³¹⁾のである。能動性は人間の側ではなく商品の側にある。だが、パーリ&ミーンズはもとよりマルクス経済学者の多くも、ここに無自覚なまま、所有を経済的関係と切り離して問題にしてきた。つまり、「物の人

格化」、「資本の人格化」という方法がなかったのである。

第二に、以上のような所有観によって、「財産形態、及び、これに基づいた経済的諸関係に生じた根本的变化」³²⁾を論じようとしても、この所有関係の内容を与える生産関係が無視されることは当然である。実際、パーリ&ミーンズは「会社の、労働者達や、工場組織や、生産に関する技術的問題等に対する関係」³³⁾は考察しないと、生産過程の捨象を明言している。彼らの言う「支配」とは、「大まかには『株式会社財務』と呼ばれる領域——すなわち支配集団により経営される会社と、会社に参加権を持つ人々(株主、社債所有者、ある程度までその他の債権者)との関係」³⁴⁾の問題である。つまり、マルクス経済学が考える階級支配とは異質の概念なのであるが、この相違も無視されがちであった。マルクス経済学者の多くもまた、生産過程の分析抜きに、従って「他人の、しかし形式的には自由な労働の搾取に基づく資本主義的私的所有」³⁵⁾を考察する道を自ら閉ざしながら、「支配」を論じてきたのである³⁶⁾。

第三に、パーリ&ミーンズのジレンマもまた、この所有観を根底とする資本家的社会意識やこれを記述する弁護論における、物神崇拜の問題だということである。商品の物神性は社会的諸関係を物そのものの諸属性に転化させ、貨幣物神は生産関係そのものを一つの物に転化させる。「あらゆる社会的諸形態は、それらが商品生産及び貨幣流通をもたらす限り、この逆さまな

30) Karl Marx, *Das Kapital*, Bd. I, S. 99., 社会科学研究所監修, 資本論翻訳委員会訳『資本論』第一巻(新日本出版社)第1分冊, 144頁。

31) *ibid.*, S. 100., 邦訳, 同上。

32) Berle & Means, *op. cit.*, p. 7., 北島訳, 8頁。

33) *ibid.*, 北島訳, 同上。

34) *ibid.*, 北島訳, 同上。

35) Marx, a.a.O., Bd. I, S. 790., 邦訳, 第一巻, 第4分冊, 1304-1305頁。

36) パーロ前掲書に生産過程分析が欠けていることは、金田重喜「書評。ヴィクター・パーロ『最高の金融帝国』」(『経済論叢』第82巻第1号, 1958年)が指摘している。

置き換えに関与する。しかし、資本主義的生産様式においては、そしてその支配的なカテゴリー、その規定的な生産関係をなす資本については、魔法にかけられ、逆さまにされたこの世界は更に一層発展する」³⁷⁾。この転倒にそのままとらわれているのが、パーリ&ミーンズの「財産・利潤の伝統的論理」であった。問題は、彼らがこの種の観念を部分的に放棄せざるを得なくなった理由である。

以上の三点は、多くのマルクス経済学者の「経営者支配」論批判においても看過されてきたことである³⁸⁾。このことは、通説的理解の不正確さとともに、パーリ&ミーンズのジレンマが分析対象としてほとんど無視されてきたことの理由をなしている。

私見によれば、『近代株式会社と私有財産』との関連において重要となるのは、『資本論』第三巻第5篇「利子と企業者利得とへの利潤の分裂。利子生み資本」に述べられている、利子生み資本の形態における資本関係外面化の過程である。まずこれを要約的に見ておこう。

利子と企業者利得とへの利潤の分裂が起こると、利子は資本所有そのものに帰属すべき部分として、企業者利得は機能資本家が企業家として行う機能から発生するものとして現れる。総利潤の二つの部分が、あたかも違った源泉から生じるかのように独立化される。

利子生み資本は賃労働と対立せずに、企業者利得と対立する。ここでは価値が独立した力として賃労働に対立することはない。

他方、企業者利得も賃労働と対立せずに、利子とのみ対立する。それは、第一に、ここでは平均利潤が前提されているので、企業者利得の率は労賃によってではなく、利子によって規定されるからであり、第二に、機能資本家は企業者利得を自己の資本所有からではなく、むしろ非所有者としての、労働者としての、彼の諸機能から導き出すからである。それ故、機能資本家の頭の中では、企業者利得はそれ自身労賃であり、監督賃銀であるという観念が展開される。

このようにして、利子生み資本において、資本関係はそのもっとも外面的で物神的な形態に到達する。資本は、利子の、自己自身の増殖の、神秘的で自己創造的な源泉として現れるのである。

さて、問題は、こうした資本関係の外面化が株式会社の発達によってどうなるかである。だが、これを論じるための前提として、株式会社の概念についての私見を必要な限りで提示しておかねばならない。

本稿で問題となるのは、株式会社における資本家であり、所有形態としての株式会社である。それは現実資本の人格化として把握しなければならない。その際に重要なことは、諸資本間の競争を前提として株式会社の形成過程や信用制度との関係を論じる場合と異なり、貨幣所有者の出資行為から株式会社における資本家を論じてはならないということである。なぜなら、それは人間が無抵抗の商品を所有するという既述の所有観を前提するからである。所有者が株式会社を設立する過程ではなく、既に存在している株式会社を不断に株式会社たらしめている現実的關係が問われているのであり、これが現実資本の人格化なのである。能動性は貨幣所有者の側ではなく現実資本の側にある。

さて、現実資本はその運動を統一的に担う所有者として人格化するのであるが、その際、所有の諸契機は分裂して複数の担い手に付着することが可能である。利子生み資本論で企業形態

37) Marx, a.a.O., Bd. III, S. 835., 邦訳、第三巻、第13分冊、1447-1448頁。

38) 商品生産において生産関係が物象的關係であり、このことの裏面として人格的關係たる所有関係それ自体が抽象的なものであること、後者が「経営者支配」論では問題とされていることを指摘しているのは、有井前掲論文である。ここに挙げた三点は、有井氏の見地に学ぶところが大きい。

とは関わりなく形態規定されている、貨幣資本家と機能資本家の分離が既にこれである。ここでは、貨幣資本家に資本の法的所有権の契機が付着しているが、現実資本の運動にとってこの契機が外的なものとなっている。端的に言えば、貨幣資本家の意志決定や行為を介さずとも、現実資本は運動できるのである。逆に、現実資本の運動を保証するのは機能資本家に付着する諸契機、またはその一部で十分だということになる。

更に、『資本論』第三巻第5篇第23章では、機能資本家からの資本機能の分離が述べられる。「なんらかの権原のもとで資本を占有することは決してない単なる管理人が、機能資本家に属するあらゆる現実的諸機能を果たすのであるから、残るのはただ機能者だけとなり、資本家はよけいな人物として生産過程から消え失せる」³⁹⁾のである。管理人は資本の人格化において、所有の一契機である意志行為の遂行者たることを担うのであるが、それ自体として資本家ではない。労働力の売買を通じてのみ生産過程に合体される、ただし資本機能を担う特殊な階級なのである。

株式会社においても、現実資本の運動を统一的に担う資本家への人格化がなされねばならない。これが、「会社それ自体」への人格化である。一方では、企業形態を捨象した論理次元で機能資本家に付着する所有の諸契機が、株主総会を始めとする会社機関や法人格、経営者などに分裂して担われる。このうち、経営者は管理人に相当する⁴⁰⁾。他方、貨幣資本家に相当するのは株

主である。『資本論』第三巻第5篇第27章で言う「現実に機能している資本家の、他人の資本の単なる管理人・支配人への転化、資本所有者たちの、単なる所有者たち・単なる貨幣資本家たちへの転化」⁴¹⁾である。株主は株式会社の利潤を配当という形で受け取るのであるが、これは「資本所有の単なる報酬としてのみ受け取られる」⁴²⁾のであり、そのような意味で量の大小に関わらず利子と同質なのである⁴³⁾。

以上の本質的な関係は、資本家的社会意識や法律においては、「会社それ自体」を会社の資産所有者とし、契約の責任主体とする法技術的構成として現れる。ただし、この法技術的構成は、資本の人格化という観点によるのではなく、自由な自然人所有者が無抵抗な商品を所有するという所有観に基づいている。従って、「会社は株主のもの」であることが前提とされ、「会社それ自体」の所有は擬制であり、究極的には株主の所有に帰着すると観念されざるを得ないのである。

なお、現実資本の人格化から資本家を形態規定する際には、株主間の格差は前提できない。それは、諸資本間の競争や独占を前提したときに問題になることである⁴⁴⁾。従って大株主を機能

39) Marx, a.a.O., Bd. III, S. 401., 邦訳, 第三巻, 第10分冊, 658頁。

40) 現代の巨大株式会社の経営者は監督賃銀を遙かに越える報酬を得ているし、管理労働を自ら遂行することすら止めている場合が多く、寄生的性格を強めていることは看過すべきでない。しかし、それは独占を始めとする必要な前提を置いた上で考察されるべき課題であり、基本規定としては管理人から出発すべきである。

41) Marx, a.a.O., Bd. III, S. 452., 邦訳, 第三巻, 第10分冊, 757頁。

42) *ibid.*, 邦訳, 同上。

43) 株式が擬制資本化して利回りが成立するかどうかを問わず、資本所有の単なる報酬として受け取られるから利子なのである。寺田 稔「マルクスの株式会社論についての一考察」(『立教経済学研究』第24巻第3号, 1970年) 226-228頁を参照。

44) 「他人資本の自己資本化」説を唱える川合一郎氏と「自己資本の他人資本化」説を唱える馬場克三氏とを中心に繰り広げられた株式会社論争は、信用制度と株式会社との関係の解明に道を開くなど貴重な成果を生み出したが、株式会社における資本家規定に際して支配株主と従属株主の分化を前提していることに関する限り、両説ともに同意し難いのである。この前

資本家と規定してはならないのであるが、更に、株主のみに機能資本家の資格を認める議論は、一般に退けられねばならない。それは、所有者が無抵抗の商品を所有するという資本家的社会意識の視点だからである。他方、資本の運動を担うことを理由に経営者が資本家ないし機能資本家にあたるという議論も存在するが⁴⁵⁾、それでは機能資本家と管理人の区別が消えてしまう。資本は単に人間になるのではなく、所有の契機を介して人格化するという事に注意すべきであろう。

このように整理するならば、株式会社の自律的な運動も理解し得る。会社の資産という形で存在する現実資本を会社資本と呼んでおくと、これは基本形態としては産業資本として運動する。一方、株式は株式流通市場を前提して株式擬制資本となる。株式会社の利潤は利子形態での配当と企業者利得とに分裂する⁴⁶⁾。株式会社と株主の関係は、機能資本家と貨幣資本家の関係と同様の競争・対抗関係である。同時に、「会社は株主のもの」という観念が資本家的社会意識に不可欠のものである以上、株主総会が消滅

提から、無機能資本家に対する機能資本家という区別が生じて来るが、これは貨幣資本家に対する機能資本家とはまったく異質の概念であり、資本の人格化の方法による形態規定に代わることはできない。有井行夫『所有と機能の分離』と機能資本家規定』（東京都立大学『経済と経済学』第36号、1975年）第4節を参照。

45) 例えば柴垣和夫「いわゆる法人資本主義についての覚書」（『社会科学研究』第33巻第5号、1981年、第6号、1982年）。

46) 利潤の全額配当を株式会社の一般的なあり方として考察する議論や、いわゆる創業者利得を企業者利得が転化したものとする議論は数多い。いずれも、会社資本を自律的な運動主体として認めないことからくる誤りである。なお、この種の議論が自説の根拠とする『資本論』の記述や、ヒルファディング『金融資本論』における株式会社論を検討する必要があるが、別稿に委ねざるを得ない。

することはあり得ず、株式会社と株主の競争・対抗関係によってその権限の強弱が左右されると考えられる。ここに、会社の自律性や「経営者支配」現象が生じてくる根拠があり、また、会社の絶対的な自律や完璧な「経営者支配」などあり得ないことの根拠があるのである。

では、このような株式会社において資本関係外面化はどうか。手がかりとなるのは、『資本論』第三巻第5篇第23章における、「労働者の側で協同組合が、ブルジョアの側で株式企業が発展するにつれて、企業者利得を監督賃銀と混同するための最後の口実もよりどころを奪い去られ、実際的にも、利潤は、理論的に否定し得ないもの、すなわち単なる剰余価値、何の等価物も支払われない価値、実現された不払い労働として現れた」⁴⁷⁾ という記述である。このことの論証については、協同組合工場と株式企業の利潤が監督賃銀と関わりなく計上されていることと、監督賃銀が熟練労働に対する労賃と同程度に下がることが併記されており、かと思ふとこの記述の後では監督賃銀を名目とした詐欺の例が述べられていて、議論の余地があると思われる。しかし、重要なことは、既述のように株式会社では機能資本家の資本機能が非所有の管理人に移っていることと、自然人の機能資本家が不在となり、「会社それ自体」が成立していることである。前者により、企業者利得と監督賃銀は分離せざるを得ない。また後者により、自然人の機能資本家に企業者利得を帰属させるべくもない⁴⁸⁾。この関係が、様々な具体的条件の下で企業者利得を剰余価値として顕在化させるのである。

以上が、本稿で重要となる理論的前提である。これに立脚して、バーリ&ミーンズの議論に即

47) Marx, a.a.O., Bd. III, S. 403., 邦訳、第三巻、第10分冊、660頁。

48) 正確に言えば、前者は機能資本家からの資本機能の分離によって、企業形態とは関わりなく生じる。後者は、株式会社に固有なことである。

した批判を行うのが次節の課題である。

2. マルクス経済学と『近代株式会社と私有財産』

まず、バーリ&ミーンズが株式会社における所有者を誰と考えているかを確認しよう。彼らは株式会社の法的構造について、出資者全員有限責任制度と法人格を備えていること、会社資産についての権限は株主ではなく、会社に帰属させられていること、しかし、集団としての株主は、その参加権を通じて、全会社資産、及び会社の全利潤に対して権利があるとされていることを説明し、株式会社の所有者は株主であるとしている⁴⁹⁾。これは、自然人所有者が無抵抗の商品を所有するという観点であり、ブルジョア理論としては正統的なものと言える。

続いて、彼らが述べるアメリカの株式会社発展史にそって考えよう。ここでは、概念的把握における株式会社と株主の関係がそのまま実現しているわけではない。歴史的には、株式会社は、株主の会社資産と収益に対する権利が持分比例的に保証されたものとして出発する。この時点では、会社資本は株主にとって無抵抗に見え、会社資本の企業者利得が株主に対立する独自のものとして現れることはない。資本家的社会意識は、従ってバーリ&ミーンズも、会社資本や企業者利得を「株主のもの」と安んじて見なし得るのである。

しかし、やがて資本の集積・集中が進み、その結果、生産の社会化が進展し、更に一層の集積・集中が資本にとって必要とされて来る。バーリ&ミーンズの表現では、固定資本量が増大し、公益的性格の強くない部門まで株式会社制度が広がってくるということになる。このことによって事態が変化するが、これは二つの次元で捉えなければならない。

バーリ&ミーンズが観察したのは明らかに独占段階の事象であるが、まず独占を捨象すると、株式会社の本来の特質が次第に現れてくる。資本蓄積が進むにつれて、産業資本である会社資本の蓄積にとって、株主の持分比例的な権利が桎梏となってくる。会社資本にとっては配当は費用でしかないし、重要事項に関する株主全員一致の必要や契約の変更不可能などは機動的な企業活動の障害になるからである。かくして、会社資本の自律的運動、取締役会の権限強化と株主の権限弱化的傾向が生じる。株主の側でも、会社資本の蓄積が障害なく進行する限り、配当に加えて、株式流通市場での売却によるキャピタル・ゲインを得る可能性が高まるので、持分比例的な権利が弱体化しても株式会社は発達し続けられるのである。

更に、独占段階を前提するとどうであろうか。銀行と産業の融合・癒着たる金融資本が成立し、巨大株式会社もその一分枝として運動するようになる。富と所得は世界的規模で集積され、ひとにぎりの集団の手中に握られている。「商品生産は従来どおり『支配』しており、経済全体の基礎と考えられているとはいえ、実際にはそれは既に損なわれ、主要な利潤は金融的術策の『天才』の手に帰するような状態にまで、資本主義の発展が進んだ」⁵⁰⁾ のであり、今や「少数者の手に集積されて事実上の独占を共有している金融資本は、会社の創立、有価証券の発行、国債、等々から、巨額の、しかもますます増大する利潤を引出し、金融寡頭制の支配をうちかため、社会全体に独占者への貢ぎ物を課している」⁵¹⁾ のである。個別の巨大株式会社が様々な結合を通じて金融資本の一分枝として運動すること、これを、個別株式会社について、また「支配者」、経営者、株主という、資本の側の階級内部での対

49) Berle & Means, *op. cit.*, pp.120-121., p. 334., 北島訳, 148-149頁, 424-425頁。

50) ヴェーイ＝レーニン『資本主義の最高の段階としての帝国主義』(副島種典訳, 国民文庫), 35頁。

51) 同上, 70頁。

抗関係についてのみ見たものが、バーリ&ミーンズの言う「支配」である。金融寡頭勢力である「支配者」は、取締役会の権限を強化するという方法によって株式会社の利潤を手中に収め、「支配者」にあらざる株主の権利を剝奪し、自らの利益を追求する。この場合、金融寡頭勢力たる「支配者」の支配は、現象的には株主一般に対する取締役会の権限強化、持分比例的権利の剝奪として現れざるを得ないのである。今や社会的生産は私的所有の狭い基盤と衝突しているのであるが、これは金融資本の価値増殖にとって私的所有権の神聖視が桎梏化するということに現れる。私的所有権は部分的に踏みじられていく。

すると、資本家的社会意識において株式会社の企業者利得の帰属が問題化する。いまや金融寡頭勢力、「支配者」の手中に収まる企業者利得は、バーリ&ミーンズの「伝統的論理」によって、「富を危険にさらし、企業活動を行ったことに対する報酬」と強弁しようがない。仮に「財産の論理」に従い、所有者が富を危険にさらした報酬とすれば、株主は企業活動を行っていないので「利潤の論理」が成立しない。他方、「利潤の論理」を立てて「支配者」が企業活動を行った報酬とすれば、「支配者」は株主の所有権を踏みじっているので「財産の論理」に反するのである。これを、マルクスが「三位一体的定式」と呼んだ観念に照らして言えば、株式会社の企業者利得が——ここでは同時に金融資本の手中に収まるそれなのであるが——企業者利得を監督賃銀と混同する「労働—賃銀」定式でも、「資本—利子」定式でも、もちろん「土地—地代」定式でも神秘化され得ないということである。こうして、「実際的にも、利潤は、理論的に否定し得ないもの、すなわち単なる剰余価値、何の等価物も支払われない価値、実現された不払い労働として現れた」⁵²⁾。搾取の存在を承認しない

資本家的社会意識、古典的弁護論は混乱に陥れられる。

この混乱こそが、バーリ&ミーンズのジレンマの正体である。今や資本主義発展の必然的帰結として、私的所有の意識によって生産の敵対的性格を糊塗していた古典的弁護論の破産が、弁護論者自身によって宣言された。そして、「伝統的論理」を放棄したバーリ&ミーンズは、放棄を招いたそもそもの根拠である、経済力の集中、株式会社の社会的性格という事実を、新たな正当化の論理の積極的根拠として取り上げざるを得なかったのである。ひとたび株式会社の社会的性格を承認すれば、その行動原理に社会全体への奉仕、公共性を要求することも当然となる。こうして、「中立的テクノクラシーに発達すべき」という結論が導き出されてきたのである。この結論の実現不可能であることについては次節で述べる。

かくて、社会的生産と資本主義的取得との矛盾は、資本自身が作り出す社会意識に、生産の社会的性格の部分的承認と私的利益追求への批判的態度とを押し付けるに至ったのである。その事態即応的な帰結は、資本主義を擁護するために私的利益の追求を批判せざるを得ないという、弁護論内部の矛盾である。このような変化は、私的所有者の自由な利益追求が社会的利益に直結するという古典的弁護論からの、著しい「後退」と言わなければならない。⁵³⁾『近代株式会

53) 「経営者支配」論を社会的生産の発展に伴う資本の矛盾の表現であり、弁護論の古典的理論構造の後退的再編であるとするものとして、有井行夫「『所有にもとづく支配』と『資本の人格化』」、同「現代所有論と危機論」(『経済』1987年11月号)を参照。また、J=K=ガルブレイスが、『近代株式会社と私有財産』を「古典派の体系に対して余りにも有害なものであった」と述べていることにも注目すべきである。John Kenneth Galbraith, *Economics in Perspective*, Boston, 1987., 鈴木哲太郎訳『経済学の歴史』(ダイヤモンド社, 1988年)283頁。

52) Marx, a.a.O., Bd. III, S. 403., 邦訳, 第三巻, 第10分冊, 660頁。

社と私有財産』は資本家的社会意識と弁護論の必然的な再編を表現することによって、株式会社が発達し、かつ独占的な段階に達した資本主義の過渡的な性格を表現していたのである。そして、こうした弁護論の再編は歴史的にはニューディール政策の理念や立法に生かされ、いわゆる「福祉国家」のあり方に大きな影響を与えたと考えられるのである。

以上が、『近代株式会社と私有財産』の客観的意義である。通説的理解のように、金融資本の支配を看過した誤謬という位置づけが内在的ではなく、批判としても不徹底であることは明らかであろう。

なお、ここで株式会社と独占という二つの契機の関係について触れておこう。資本家的社会意識と弁護論の再編は、理論的には株式会社の発達だけでも起こり得る。それは、既述の『資本論』第三巻第5篇第23章の延長上にある事態である。従って、株式会社の本質把握において「経営者支配」現象や「経営者支配」論の性格を規定しようとする試みは、それとして正当と言わねばならない。ただし注意すべきことは、歴史的に現れた『近代株式会社と私有財産』や「経営者支配」論は、ほとんどが独占的な段階の資本主義を対象としており⁵⁴⁾、また少なくとも論争の出発点たる『近代株式会社と私有財産』においては、独占が「所有と支配の分離」論の重要な契機をなしているということである。すなわち、『近代株式会社と私有財産』における「支配」は、マルクス経済学の階級支配とは異質であるとはいえ、富と経済的権力がひとにぎりの集団に集中されていることを示す概念として明示されているのである。これはマルクス経済学からは独占として捉えるべきであり、ここでは

54) 最近では、19世紀のイギリス産業資本における資本の所有と機能の分離について、意識的に取り上げた研究もある。田中章喜「産業資本の所有と経営」(『国士館大学政経論叢』昭和63年第3号、1988年)を参照。

「資本の所有と資本の生産への投下との分離、貨幣資本と産業資本あるいは生産的資本との分離、貨幣資本からの収入だけで暮らしている金利生活者と、企業家および資本の運用に直接たずさわるすべての人々との分離——これは資本主義一般に固有のことである。帝国主義とは、あるいは金融資本の支配とは、この分離が巨大な規模に達している、資本主義の最高の段階のことである」⁵⁵⁾と言えり。株式会社とは独自に、独占によっても、金融寡頭勢力によって私的所有権が部分的に踏みにじられるのであり、パリ&ミーゼスの「所有と支配の分離」には、この要因も含まれていると見なければならぬ。このような独占による「支配」があるからこそ、「経営者支配」に限られない様々な形態の「所有と支配の分離」が生まれるのであり、「伝統的論理」の破産も「経営者支配」に限られない「所有と支配の分離」の帰結なのである。従って、理論的には「経営者支配」現象や弁護論の再編の必然性を、株式会社の発達から理解し得ることを確認した上で、歴史的に現れた「所有と支配の分離」や『近代株式会社と私有財産』については独占の作用も含めて把握し、そういうものとして理論を発展させるべきだと考えられるのである。

では、かくも理論的含蓄に富む『近代株式会社と私有財産』を、「経営者支配」論の元祖と単純化してはならないとすれば、両者の関係はどう整理すべきなのか。紙数の関係で詳述することができないが、簡潔に言えば、『近代株式会社と私有財産』は、資本主義弁護論としては正直でありすぎたのではないだろうか。所有観の問題、後述する社会変革論の問題、そして「経営者支配」現象の誇張を始めとする実証分析の欠陥などがあるにも関わらず、なお資本主義の矛盾を語りすぎたのである。それ故、その追隨者の発展方向は、「冷戦」の激化と「福祉国家」

55) レーニン前掲書、副島訳、77頁。

の発達という条件の下で、『近代株式会社と私有財産』における私的利益追求の正当性に対する危機感を希釈し、しばしば反マルクス主義を標榜する攻撃的な「経営者支配」論を成立させることになったのである。特に『近代株式会社と私有財産』が、「経営者支配」現象論と「階級中立化」論を骨格とする「経営者支配」論のステレオタイプに変質させられていった過程では、二つの点が見逃せない。

第一に、「所有と支配の分離」が「支配者」抜きの「経営者支配」に矮小化された。ここでは「支配」は所有者か経営者のどちらかに帰属するものとして無造作に前提され、ひとにぎりの集団への富と権力の集中という含意は抜き去られているのである。

第二に、「中立的テクノクラシーに発達すべき」という主張が、既に実現しつつある「階級中立化」にすり替えられた。ここでは現実が美化され、資本家的社会意識にとって「あるべき」姿と一致させられているため、正当性の問題は抹消されているのである⁵⁶⁾。第二次世界大戦後

のバーリ&ミーンズ自身さえ、この変質から自由ではなかった。さすがに「階級中立化」が達成されたとは言わないものの、例えば1957年に執筆された『近代株式会社と私有財産』日本語版への序文を見ると、合衆国の制度は「集産的資本主義」と呼ばれ、会社権力のもたらす問題が、経済計画、社会保障制度、所得税などによって解決に向かいつつあり、帝国主義的拡張や雇用の大変動、激烈な階級闘争はなくなった等々の、現状肯定的色彩が強まっているのである⁵⁷⁾。

多くのマルクス経済学者はこの変質に気づかず、『近代株式会社と私有財産』の方をステレオタイプの「経営者支配」論に引き付けて理解してきた。このため、ステレオタイプ化によって抹消された正当化の問題がマルクス経済学者にも見えなくなり、論争の問題設定が「誰が、何に基づいて会社を支配するか」ということに一面化され、「所有と支配の分離」が弁護論の再編に関わることが見落とされてきたのである⁵⁸⁾。

における訳出と紹介による。

57) バーリ&ミーンズ前掲邦訳書、1-3頁。また Berle, *The 20th Century Capitalist Revolution*, New York, 1954., 桜井信行訳『二十世紀資本主義革命』(東洋経済新報社、1956年), Berle, *The American Economic Republic*, New York, 1963., 晴山英夫訳『財産と権力』(文真堂、1980年), Berle, *Property, Production and Revolution: A Preface to the Revised Edition, The Modern Corporation and Private Property*, Harcourt, Brace & World, New York, 1968.などにこの傾向が見られる。バーリ&ミーンズが、しばしば反マルクス主義を標榜していることにも留意すべきであろう。

58) ことに経営者を資本家と規定したり、経営者の裁量拡大を「経営者の実質的所有」としたりすると、株式会社の企業者利得の帰属をめぐる資本家的社会意識や法律に正当化の問題が生じることを看過することになる。前者の例として柴垣前掲論文、後者の例として、大内 力『新しい社会主義像の探求』(労働社会問題研究センター出版局、1979年)を参照。また、「経営

56) このような変質が弁護論的性格の強化であることを、ロバート=チャタフは鋭く指摘している。「バーリとミーンズは所有と支配が分離したことを不幸な出来事と考えた。ところが、その後の著者の流れを汲む学派の人たちは、これを不幸と見なすよりも、むしろアメリカ企業制度の勝利であり、正当なものと考えた。……(中略)……バーリとミーンズは政府の介入のための基盤として、自分達の命題を提起したのに対して、その趣旨がまったく反対の方向で受け取られた。……(中略)……アメリカのイデオロギーの一つの方向は、資本主義体制の究極の到達点が少数独裁政治でなくて民主主義にあることを信じることである。従って、経営者支配は、所有者支配に対してむしろ民主化への歓迎すべき方向と見ることになる。」、Robert Chatov, *Adolf A. Berle, Jr.: Reformer or Reactionary?*, 正木久司「アドルフ・A. バーリーとその時代—(1)(2)」(『同志社商学』第37巻第4号、1985年、第5・6号、1986年)

その一方で、「誰が、何に基づいて会社を支配するか」という論争は、巨大株式会社ないし現代の資本主義をどう性格規定し、どのように変革するかということと結び付いて繰り広げられてきた。それもまた、『近代株式会社と私有財産』が「階級中立化」論であると不正確に理解されたことと無縁ではない。しかし、私見では、バリー&ミーンズが「中立的テクノクラシー」になるべきという命題を導出する際に依拠した理論的前提は、「経営者支配」論のステレオタイプにも継承されたのである。換言すれば、ここでは『近代株式会社と私有財産』の誤りが拡大再生産されていったのである。次節ではこれを検討する。

3. 「経営者支配」論と社会変革

バリー&ミーンズ流の社会改革が可能であるか否かは、「中立的テクノクラシー」の願望が実現し得るか否かにかかっている。私見によれば中立化は幻想に過ぎないが、その理由については若干立ち入って考察しなければならない。

既に確認したように、彼らは人間が無抵抗な

者支配」が階級関係を隠蔽する役割を果たすという議論も、事態の半面については正しいが、一面的である。例えば柴垣前掲論文は、株式資本についての「資本-利子」の仮象と、経営者が現象的には労働者として現れることによる、社長からすべての従業員までを包摂する「労働-賃銀」の仮象について述べ、これが階級関係を隠蔽すると言う。経営者については重要な提起であるが、株式会社の企業者利得、日常的観念では大企業の内部留保が「三位一体的定式」では神秘化されたいことを見落としていると言わざるを得ない。バリー&ミーンズのジレンマは、「所有と支配の分離」が利潤の源泉について隠蔽を進めるのではなく、逆に破綻させることを意味しているのである。北原前掲書も、「会社それ自体」による資本蓄積が階級関係に及ぼす影響を論じながら、このことに気づいていない。

商品を所有するという関係のみを問題とし、また生産過程を考察対象から除外した。このことからして、中立化願望の破綻を予告している。もともと資本・労働関係を度外視しているのであるから、利潤動機消滅、すなわち資本関係消滅の可能性を語れるはずがないのである。

個々の企業においていかに株式が分散しようと、直接的生産者に対して生産の諸条件が他人の所有として対立しているということは何も変わらない。また、商品経済が発達していることにも変わらないので、他人の所有というのは商品所有である。人と人との関係は物と物との関係としてあらわれ、物の人格化として生産の諸条件の所有者と労働力の単なる所持者とが相対している。この条件が再生産されている以上、株式分散は資本が資本であること自体に触れるものではないのである。資本家は資本の人格化である。労働者は、自己の労働力を商品として資本家に販売することによってのみ、生産諸条件と結合することができる。彼の剰余労働は、剰余価値として資本家に取得されるのである。

変化するのは、資本の人格化の仕方であり、資本家の存在のあり方であり、これに対応する法的・イデオロギー的構造である。例えば法人格であり、会社の諸機関であり、『近代株式会社と私有財産』や「経営者支配」論である。その再編には、既述のように生産の社会的性格が反映せざるを得ない。しかし、取得は未だ資本主義的である。剰余価値の第一次的な取得主体が株式会社となっているのであり、これを前提に株主、あるいは債権者への分配、また独占段階にみられる様々な金融収奪が起こる。「中立的テクノクラシー」どころではなく、資本は自然人の私的所有権の狭い基盤を打破して、一層の搾取、蓄積を進めていくのである。「公的利益」、「公共の福祉」を理由とした私的所有権の制限が、社会改良にも結び付く一方、おおかた資本蓄積に奉仕するものとなっていることの例証には、今日でも事欠かない。このことを理解しないパー

リ&ミーゼの願望は実現不可能であり、資本主義の改良によって、アメリカ人民の闘争の発展を資本主義自体の存在を脅かさない程度にとどめようとする、ニューディールの政治的性格に符合したイデオロギーだったのである。

従って、「所有と支配の分離」も、この所有が抽象的關係である限りにおいて、資本関係の存否に関わるようなものではないと言わねばならない。換言すれば、「所有と支配の分離」や「経営者支配」現象がいくら生じようと、それ故に資本関係が消滅することはあり得ないのである。生産様式とこれに対応する生産諸関係の全面的な分析、ことに生産過程の分析を通じてのみ、「他人の、しかし形式的には自由な労働の搾取に基づく資本主義的私的所有」⁵⁹⁾や、社会変革の問題としての「所有問題」⁶⁰⁾を論じることができるのである。

にも関わらず、バーリ&ミーゼは、個々の企業における「少数株支配」を含む「所有と支配の分離」現象を、「中立的テクノクラシー」の願望を導き出す根拠とした。社会的表象に安住し、資本供給の危険負担と企業者活動への報酬が利潤であるとしてきた彼らには資本関係が見えず、「財産・利潤の伝統的論理」崩壊後の「論理」もまた資本関係の枠内に制約されることが、理解できなかったのである。

これに対して、従来のマルクス経済学者の「階級中立化」論批判も、しばしば「経営者支配」論者と同一の所有観に引き込まれていたことを、指摘せざるを得ない。すなわち、「所有と支配の分離」が出現すると資本主義的私的所有が消滅

する、あるいは所有者たる資本家の利潤動機が経済活動を規定しなくなるという誤った認識である。この認識に基づき、既述のように、最近の経済的関係重視の傾向が生まれるまでは、マルクス経済学者は個々の企業においても「所有に基づく支配」のみが存在することを実証し、それをもって資本関係が存続していることの証左とする方法を主としてとってきた。これが現状分析としては、金融寡頭制の構造を暴露するという点で、大きな成果を挙げてきたことは確認しなければならない。だが、その弊害もまた次第に拡大せざるを得なかったのである。この方法をとる限り、マルクス主義の「所有問題」の原則を擁護しようと意識すればするほど、個々の企業においても「所有に基づく支配」しかあり得ないと主張せざるを得ないのであり、株式時価発行、金融革新による企業と銀行の関係の変化、株式持合い、機関所有、経営陣と敵対的買収を図る株主との対立といった現実のダイナミズムから遊離しがちになったのである。北原説のような法人所有を重視する議論は、この遊離の克服を意図していた。しかし、そこでも「資本の人格化」視点は貫かれなかった。かくて、「所有と支配」論争においては、マルクス経済学が生産様式とこれに対応する生産諸関係の分析とは切り離して「支配」を語り、階級関係を語り、現代の資本主義を性格規定するという事態が生じたのである。

結びにかえて—論争への提起—

以上で分析を終わるが、第I章で設定した疑問に対しての回答を総括的に述べれば、以下のようになる。

第一に、これまで議論されてきた「所有と支配の分離」や「所有に基づく支配」は、実は資本関係の存否に関わるものではなく、「所有問題」に直結するものでもないということである。従って、マルクス経済学は従来の意味での「所

59) Marx, a.a.O., Bd. I, S. 790., 邦訳, 第一巻, 第4分冊, 1304-1305頁。

60) 「ブルジョア的所有関係を廃止することが問題になっている19世紀には、所有問題は労働者階級の死活の問題である」, マルクス「道徳的批判と批判的道徳」, Marx・Engels, *Werke*, Bd. 4, S. 342., 邦訳『マルクス・エンゲルス全集』, 大月書店, 第4巻, 359頁。

有と支配の分離」を否定することを、資本関係や金融資本の存在証明とする方法に頼るべきではない。むしろ、分析対象を株式所有関係の特別な重視から、生産様式と生産諸関係そのものに向け、「経営者支配」論者の所有観が、経済的關係から切り離された抽象的關係にとらわれたものであることを批判しなければならない。株式持合いや従業員持株制度などを資本関係変質と描くような議論、極端なものでは株式持合いは私的所有ではないから日本は資本主義でないなどという議論に対しても、こうした方向での批判が重要なのである。この点では、経済的關係重視の金融資本論という展開が積極的な意味を持っている。

ただし、第二に、人間が無抵抗の商品を所有するという抽象的關係、法律的關係、資本家の社会意識に固有の問題があることも見落としてはならない。これこそ、もともとバーリ&ミーンズが「所有と支配の分離」のはらむ問題として、資本の側から提起したものだだったのである。この所有関係が作り出す社会意識は、生産の敵対的性格を糊塗するものであった。しかし、生産力の発達とともに、社会的生産は自然人の私的所有の狭い領域を突破してしまい、この社会意識もまた株式会社と独占の発達によって突破される。生産の社会的性格は、今や資本家的社会意識においても承認されざるを得なくなるのであり、この新たな観念が、私的利益追求に批判的であるという矛盾を抱え、社会改良に正当性を認めながら、なお資本蓄積を促進するように編成されて行くのである。イデオロギー的・法的構造の再編成のうちに、資本主義の過渡的性格を読み取る問題である。「誰が会社を支配するか」という問題設定の狭さを批判する経済的關係重視の金融資本論は、このことにも注意を払い、逆の一面化に陥らぬよう気を付けるべきであろう。

本稿の考察は、現代の資本主義を分析するにあたっての準備作業に過ぎない。最後に、本稿

から導き出される今後の研究課題を列挙し、同時に「所有と支配」論争への問題提起としたい。

第一に、本稿の議論は、経営・管理技能の複雑化・専門化から「経営者支配」成立を論じる、「経営者支配」論のもう一つのシェーマについての分析と統一されねばならない。マルクスやエンゲルスも、株式会社の資本家が生産過程から退場して、配当の受取と取引所での投機に熟中する不要な階級と化することを指摘しているが⁶¹⁾、こうした見地は、このシェーマの「経営者支配」論批判を通じて発展させることができる。その際には、生産様式とこれに対応する生産諸関係そのものが分析対象になるのであり、また経営者についても、管理労働者として、また現代のより寄生性を強めた階層として考察しなければならない⁶²⁾。特に、『近代株式会社と私有財産』の場合は、「支配者」が企業活動の担い手とされているため、寄生的な金融寡頭勢力と現実的な資本機能の担い手の区別が抹消されるので

61) 『資本論』とその草稿以外では、フリードリヒ・エンゲルス「必要な社会階級とよけいな社会階級」、*Werke*, Bd. 19., 邦訳『マルクス・エンゲルス全集』第19巻、同『空想から科学への社会主義の発展』、*ibid.*、邦訳同上などを参照。

62) Burnham, *op. cit.*, Joseph A. Schumpeter, *Capitalism, Socialism, and Democracy*, Third Edition, New York, 1950., 中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』（東洋経済新報社、1951年）、Galbraith, *The New Industrial State*, Third Edition, Boston, 1978., 斉藤精一郎訳『新しい産業国家』（講談社文庫、1984年）、Alfred D. Chandler, Jr., *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, Cambridge, Massachusetts, and London, 1977., 鳥羽欽一郎・小林袈裟治訳『経営者の時代』（ダイヤモンド社、1979年）などを検討する必要がある。この問題領域における、「経営者支配」論も意識した論文として、佐々木建「企業経営の史的分析和歴史認識(1)(2)(3)」(『経営研究』第31巻第1号、第2号、第3号、1980年)がある。

あるが、本稿は所有の問題に焦点を合わせたため、そこには触れられなかった。経営と管理についての経済学・経営学の成果にも学んで、考察を深めねばならないであろう。

第二に、本稿で具体的に述べられなかった法的構造の再編成を考察することである。これは法学の領域に属するものであるが、財産権、特に株式会社におけるそれなどについての法学的考察との統一においてこそ、「所有」と「支配」の関係は明らかにできるとされる⁶³⁾。法学者バーリと経済学者ミーンズが協力して『近代株式会社と私有財産』を完成させたことは、批判者にも学際的共同を要求している。

第三に、資本主義社会における公共性の問題との関係である。「中立的テクノクラシーに発達すべき」が資本のイデオロギーの法則的な再編方向であるのなら、公共性の問題が資本主義の矛盾の表現として必然的に、国家のみならず株式会社との関連でも提起されるということになる。既述の通り、資本は公共性という観念を発生させながら搾取、蓄積を行うのであるが、こうした観念の発生は、国家独占資本主義論や「福祉国家」論との関係、社会改良を現実化する契機としての階級闘争との関係においてどう捉えるべきであろうか。こうした問題は、本稿のような一般的な議論から進んで、世界経済や各国の経済の具体的な条件を踏まえて考えねばならないであろう。

第四に、これらの問題についての研究を、現代の資本主義における「所有と支配」の解明、及び『近代株式会社と私有財産』以降の「経営者

支配」論の系譜分析に生かすことである。その際には、抽象的な関係としての所有と「支配」の問題性と「所有問題」を区別し、後者については生産様式とこれに対応する生産諸関係の分析が前提となることを忘れてはならない。労働過程、原材料・製品の取引関係、融資、持株、人的結合などの世界と各国における具体的様相を、資本の蓄積様式との関連で解明して行くとともに、様々な形態の「経営者支配」論の性格を歴史的に位置づけていくということである。

例えば、本稿のように『近代株式会社と私有財産』の歴史的性格を捉える場合、資本主義国家における財産権を軸とした基本的人権の確立の度合と様相や、階級間の力関係によって、「経営者支配」論のイデオロギー的含意が異なって来ることを理解し得る。すなわち、「公共の利益」や「会社それ自体」がイデオロギーとして、また法理として主張される場合でも、その内容がニューディールのように、一応利潤追求を制限する建前に立つ場合もあれば、企業の公共性をもって従業員、地域住民、零細株主、消費者などの人権を制限する場合もあり得るからである。資本家的社会意識が生産の社会的性格を承認することは、資本主義の矛盾の表現であるが、それが直ちに社会改良に結び付くと見てはならないのである。このことは国家との関わりではしばしば議論になるところであるが、実は株式会社との関連でも問題となるものなのである。そして、日本ではともすれば「公共性」や「会社全体のため」という名目によって、基本的人権が制限されがちであることを想起すれば、「経営者支配」論を単なる誤謬とすることなく、そのイデオロギー的含意の各国毎の特殊性を解明することは、きわめて重要と言わねばならない。

また、いわゆる「新保守主義」の台頭以来、「先進国」の資本主義弁護論の主流は利潤動機とそれによる「効率性」の賛美へと傾斜している。そのため、「経営者支配」論は「福祉国家」論の根拠としては後景に退いたのであるが、いわゆる

63) 富山康吉『現代資本主義と法の理論』（法律文化社、1969年）、天野和夫・片岡 昇・長谷川正安・藤田 勇・渡辺洋三編『マルクス主義法学講座第5巻 プルジョア法の基礎理論』（日本評論社、1980年）第1、2、3章、藤田 勇『近代の所有観と現代の所有問題』（日本評論社、1989年）などは、各々見解は異なるものの、問題領域を共有し得ると思われる。

「株主の短期的利益に左右されない日本的経営」論の根拠としては、むしろ脚光を浴びている。「日本的経営」が、「共同体的企業」において従業員や経営者を含む「共同体利益」を追求するものであるとし、その論拠の一つに、日本の巨大企業における株式持合いが株主を弱化させていることを挙げる議論は少なくない⁶⁴⁾。こうした議論は、「所有と支配」論争の最新の研究対象である M & A & D の隆盛と関連していること

もあり、資本の蓄積様式の歴史的展開を、法的・イデオロギー的構造のそれと統一的に把握することは、現在の問題を解明していくうえでも重要であると考えられる。

いずれの問題にしても、資本主義の過渡的性格が歴史的にどう展開しているかを確認していく視点が必要ではないだろうか。この視点があつてこそ、「所有と支配」論争にマルクス経済学が取り組む意義は大きくなると、私には思われるのである。

64) 最近の例では中谷 巖『転換する日本企業』（講談社現代新書、1987年）がある。

（1990年2月6日受理）